

【部活動規程】

(規程)

第1条 この規程は、琴の浦高等特別支援学校における部活動（以下「本校部活動」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 本校部活動は、生徒の人間形成の場として捉え、社会生活全般に係る基礎基本の確立、社会人としての基礎力の育成、及び主体的に社会参加し社会に貢献できる人を育成することを目的とする。なお、生徒の自主的・自発的活動が健全に行われ、望ましい態度や習慣が身につくよう努めるものとする。

(部の条件)

第3条 部とは次の条件を備える団体をいう。

- (1) 1名以上の顧問が置かれていること。
- (2) 活動場所を学校内に確保できていること。
- (3) 本校教育方針に合致する団体として校長が活動を承認していること。

(部活動顧問)

第4条 部活動の運営に関しては、部活動顧問として全教職員がこれにあたるものとする。ただし、管理職、事務職員、養護教諭は除くものとする。

2 部に代表顧問を1名選任するものとする。

(部活動代表顧問会)

第5条 本校部活動における活動方針及び諸活動に関する事項については、「部活動代表顧問会（以下「顧問会」という。）」及び職員会で諮り、校長の承認を得て決定するものとする。

2 顧問会は、「バスケットボール部」「陸上部」「バドミントン部」「卓球部」

「ダンス部」「美術部」「ボランティア部」「音楽部」の代表顧問で組織する。

3 顧問会は、定例会を月1回開催するものとする。ただし、部活動に係る懸案、問題が発生した場合等は、顧問会の長が臨時の顧問会を招集するものとする。

(報告)

第6条 部は、校長から要請があった場合、次のことについて直ちに報告できるようにしなければならない。

- (1) 部長・副部長の氏名及び部員名簿
- (2) 活動場所
- (3) 活動記録
- (4) ホームページ掲載に関すること

(部活動に関する手続き等)

第7条 本校部活動は、部に所属する本校生徒（以下、「部員」という。）により活動するものとする。なお、寄宿舎生は原則いずれかの部に所属するものとする。

2 兼部は、ボランティア部を除いてできないものとする。

3 入部を希望する生徒は、入部届及び誓約書（様式1）を部顧問に提出するものとする。

4 退部を希望する部員は、部活動退部届（様式2）を部顧問に提出するものとする。

5 転部を希望する部員は、所属中の部顧問と入部したい部顧問にその旨を伝え、両方の部顧問の了承後に入部及び退部の手続きを行うものとする。

6 部活動を欠席または遅刻する部員は、部活動欠席届（様式3）または部活動遅刻届（様式4）を部顧問に提出しなければならない。なお、部活動を早退する部員は、部顧問に理由を伝えることで届に替えるものとする。

(部活動への参加禁止)

第8条 次の項目に該当する部員は、部活動への参加を禁止する。

- (1) 体調不良等で、その日の授業を1時間以上欠課した場合、若しくは養護教諭から部活動を禁止された場合。
- (2) 生徒心得が守れず、指導を受けている場合。
- (3) 本部活動規程が守れない、若しくは部顧問等の指導を受けても改善が見られない場合。
- (4) 部活動に適した服装を忘れた場合。

2 前項の部活動への参加禁止期間は、部顧問の判断により決定するものとする。なお、禁止解除についても同様とする。但し、(3)に該当する場合は、顧問会の判断により決定するものとする。

(活動日等)

第9条 本校部活動の活動日及び活動時間は、次に定める範囲内で学校の行事予定等に従い、部毎に決定するものとする。なお、寄宿舍生帰宅日及び長期休業日、祝日は原則として部活動は行わないものとする。

- (1) 活動日は、原則として月曜日から木曜日までの週4日とする。
- (2) 活動時間は、原則として放課後の時間とし、通常午後4時20分から午後5時15分までとする。ただし、やむを得ない事情で延長したい場合は、その都度協議するものとする。
- (3) 下校については、部毎に下校するものとし、部顧問が責任を持って下校指導にあたるものとする。

2 前項の活動日及び活動時間は、部毎に所属する生徒保護者へ書面をもって周知するものとする。

(校外活動)

第10条 校外で部活動を実施する場合、または休日等に大会・イベント等に参加する場合は、事前に大会・イベント参加、校外活動届(様式5)を校長に提出しなければならない。

(部活動停止)

第11条 次の場合は、部活動を停止する。

- (1) 定期考査前(原則2日間、祝祭日除く)と考査初日
- (2) 顧問会で本部活動規程が守れない部と認めた部
- (3) その他、学校行事等で部活動を停止することが適当と認められるとき

(廃部)

第12条 次に定める項目のうち、いずれかに該当した部は、廃部となるものとする。

- (1) 部顧問より廃部の申し出があった場合
- (2) 第3条を充たすことのできない部でかつ第6条に定めた報告のない部
- (3) 第6条に定めた報告が十分でないと顧問会に判断された部
- (4) 部活動に所属する生徒がいなくなった場合、その期間が1年を経過するまでは休部とし、その状態が休部後の翌年度の部活動開始日まで継続した部

2 廃部した部の再設立は、クラブ規程に従うものとする。

(内規)

第13条 本部活動規程に関する手続き等の詳細は、部活動内規により定めるものとする。

附則

- (1) この規程は、平成28年11月10日より施行する。
- (2) 令和2年 3月26日一部改正
- (3) 令和3年 1月22日一部改正
- (4) 令和3年 4月 1日一部改正
- (5) 令和5年 4月 5日一部改正

様式1 部活動入部届および入部誓約書

(様式1)

部活動入部届 および 入部誓約書

()部に入部します。
部活動規則を守って活動することを誓います。

年 月 日

第 学年 生徒氏名
保護者氏名

鳥取県立琴の浦高等特別支援学校長 様

現在活動している部

陸上競技部 バスケットボール部 バドミントン部 卓球部 ダンス部
美術部 ボランティア部 音楽部 *希望の部に○をしてください。
(ボランティア部は兼部可能です。)

様式3 部活動欠席届

(様式3)

部活動欠席届

年 月 日

下記の者は部活を欠席することを伝えました。
手続きが済みましたので欠席を許可します。

記

1 生徒氏名
2 欠席の理由

担任

※担任の許可を得たら、職員室の各部ボックスへ提出すること
※16:00までに提出すること

様式5 大会等参加届

校長	教頭	学務部長	生活部長	体育部長	音楽部長	美術部長	保健部長	安全
大会等参加届								
活動	年	月	日	曜日				
活動等の名称								
内容								
主催者名								
活動場所 (目的)								
集合場所	・運動集会		・学校集会		・タクシー・バス		・JR	
送迎者氏名								
学年・組 (代表氏名)								
配慮事項								
送迎生 電話番号			送迎生氏名					
*配慮事項については、特に必要な場合に記入してください。 *連絡先は、引取者若しくは活動場所等、連絡をとることが出来る電話番号を記入してください。 *ノート職員行事予定に記入し、大会・イベント等の事項と送迎者配布文書を送付してください。 *校外で活動する場合は、この様式を提出し、職員室掲示板に提示すること。								

様式2 部活動退部届

(様式2)

部活動退部届

退部する部

その理由

以上の理由により、退部いたします。

年 月 日

()年()組 生徒氏名 ()
保護者氏名 ()

退部する部の顧問

担任

学年主任

様式4 部活動遅刻届

(様式4)

部活動遅刻届

年 月 日

下記の者は部活を遅刻することを伝えました。
手続きが済みましたので遅刻を許可します。

記

1 生徒氏名
2 遅刻の理由

担任

※担任の許可を得たら、職員室の各部ボックスへ提出すること
※16:00までに提出すること

様式6 新規部活動設立願

(様式6)

新規部活動設立願

新規部活動を設立したいので申請します。

ア クラブの名称

イ 代表生徒氏名

ウ 顧問氏名

エ 所属生徒名簿

オ 活動場所

カ 活動目的及び活動内容

尚、承認後は以下の条件を守れることを誓います。

1 学校物品の使用については、使用の許可を受けることで利用します。また、所属生徒の私物の使用は顧問に了解を得て持ち込みをします。

2 過度な入部勧誘はしません。

3 活動中は、部活動規程に準じたきまりを守ります。

4 クラブ活動日誌を作成します。

年 月 日

鳥取県立琴の浦高等特別支援学校部活動顧問会 様

年 組 代表生徒氏名

【クラブ規程】

(規程)

第1条 この規程は、琴の浦高等特別支援学校のクラブ活動に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 クラブ活動は、部への昇格を目的として、必要な条件を充たす活動をするものとする。

(クラブ設立の条件)

第3条 クラブは、次の条件を備える団体をいう。

- (1) 2名以上の生徒により構成されること
- (2) 1名以上の顧問が置かれていること
- (3) 活動場所を学校内に確保できること
- (4) 本校教育方針に合致する団体であること
- (5) 部活動昇格の意欲があること

(クラブ設立手続き)

第4条 クラブ設立の手続きは、設立願(様式6)を顧問会に提出する。

- 2 前項の設立願は顧問会及び職員会で諮り、設立が適当と認められる場合は、校長の承認を受けてクラブ設立を認めるものとする。

(クラブの活動条件)

第5条 クラブ活動については、次のとおり条件を付し、設立後3ヶ月の活動を認める。

- (1) 所属する生徒が一生懸命活動する意欲があること。
 - (2) 活動費用がなくても活動できること。
 - (3) 学校物品の使用については、使用の許可を受けることで利用できるものとする。また、所属生徒の私物の使用は顧問に了解を得て持ち込みを認めるものとする。
 - (4) 過度な入部勧誘はしないこと。
 - (5) 活動中は、部活動規程に準じたきまりを守ること。
 - (6) クラブ活動日誌を作成すること。
- 2 顧問会で3ヶ月分のクラブ活動日誌を審査し、本クラブ規程に従い活動を行っているとは認められる場合は、その後更に3ヶ月の活動を認めるものとする。
 - 3 本クラブ規程が守られていないと顧問会が認めた場合は、クラブ活動を中止させるものとする。

(部への昇格)

第6条 クラブから部への昇格は、設立6ヶ月後に次の手順に従って行う。

- (1) 該当クラブは、部昇格の審査を顧問会に要請するとともに活動期間中のクラブ活動日誌を提出するものとする。
- (2) 顧問会は、該当クラブから要請があった時点で部昇格審査委員会の開催日を設定し、その間の該当クラブの活動状況を観察しておくものとする。
- (3) 部昇格審査委員会の審査委員は、校長、教頭、主幹教諭、学部主事、教務主任、顧問会及び生徒会担当者とする。
- (4) 審査委員会において、承認されたクラブは部に昇格するものとし、職員会に報告後、部として活動させるものとする。なお、不承認の場合は、クラブ活動を中止させるものとする。

(クラブの解散)

第7条 次に定める項目のうち、いずれかに該当した場合は、クラブを解散するものとする。

- (1) クラブの顧問より解散の申し出があった場合
- (2) 第5条第3項に該当した場合
- (3) 第6条第4項において、不承認された場合
- (4) 活動する生徒が1名以下になった場合

- 2 解散したクラブの再設立については、本クラブ規程第3条及び第4条によるものとする。

(内規)

第8条 本クラブ規程に関する手続き等の詳細は、部活動内規により定めるものとする。

附則

- (1) この規程は、平成28年11月10日より施行する。
- (2) 令和2年 3月26日一部改正